

居宅介護支援事業者による 介護予防支援の指定申請等について

令和6年8月20日

練馬区高齢施策担当部 高齢社会対策課・高齢者支援課・介護保険課

次第

- 1 介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）
- 2 介護予防支援事業者の指定について
- 3 指定介護予防支援事業の流れについて
- 4 補足事項

介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

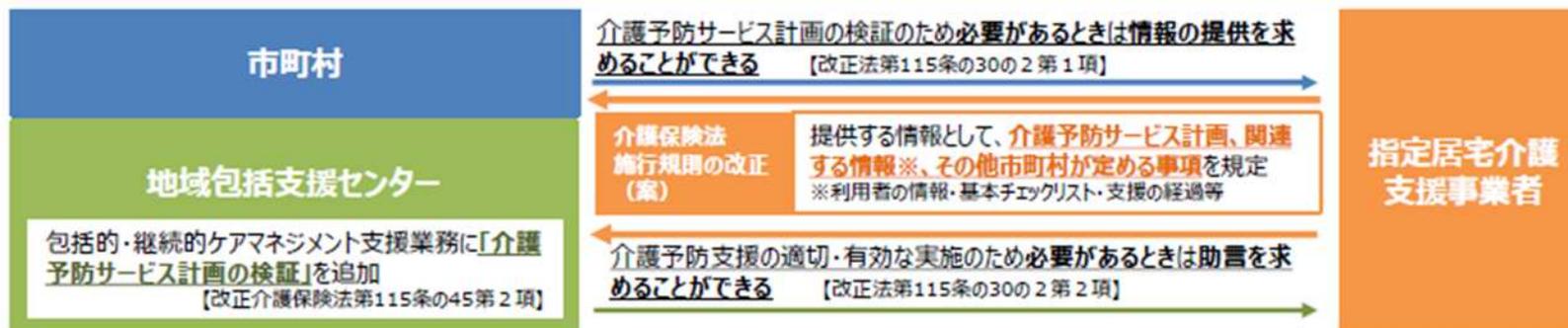
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



令和6年度介護報酬改定における改定事項について 令和6年1月22日社会保障審議会介護給付費分科会（第239回）より

1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

概要	【介護予防支援】
<p>○ 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】【告示改正】</p> <p>イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。 ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。 <p>ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】</p>	

単位数・算定要件等	
<p><現行> 介護予防支援費 438単位 なし</p>	<p>> <改定後> 介護予防支援費 (I) 442単位 ※地域包括支援センターのみ 介護予防支援費 (II) 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ</p>
<p>なし</p>	<p>▶ 特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在</p>
<p>なし</p>	<p>▶ 中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合</p>
<p>なし</p>	<p>▶ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合</p>
<p>} 介護予防支援費 (II) のみ</p>	

介護予防支援の手続等のイメージ

- ▶ 1 現行
- ▶ 基本は地域包括支援センターで介護予防サービス計画を作成



- ▶ 2 指定を受けた場合（令和6年4月以降）



上記 **または** の方法により居宅介護支援事業者が区から指定を受けて、直接介護予防サービス計画の作成が可能となります（**と の仕組みが併存します**）。

介護予防の指定対象拡大 委託と指定の事務の比較イメージ

1 現在（委託）

< 開始時 >
包括と居宅間で委託契約
利用者と契約締結
(包括同席)
アセスメント
(必要に応じて包括に連絡し調査票・意見書を受取)
ケアプラン原案を包括に提出
(包括の押印必要)
サービス担当者会議・プラン確定
確定プランのコピーを包括に提出 (原本は居宅管理)

< 利用中 >
サービス提供開始
毎月利用実績を包括に提出
給付管理は包括が処理
モニタリング
評価 (経過表・評価表を包括に提出)
サービス継続・変更の場合は新たなプランを包括に提出

< 終了時 >
調査票・意見書・プラン原本を包括に返却
受託情報の返還および処分の報告書を包括に提出

2 指定を受けた場合

< 開始時 >
利用者と契約締結
アセスメント
(必要に応じて福祉事務所から調査票・意見書を受取)
サービス担当者会議・プラン確定
確定プランの原本管理

< 利用中 >
サービス提供開始
給付管理
モニタリング
評価
サービス継続・変更の場合は新たなプランを作成

< 終了時 >
保存の必要な書類を管理

2 介護予防支援事業所の指定について

- ▶ 介護保険法の一部が改正され、令和6年4月から地域包括支援センターの設置者のほか、指定居宅介護支援事業者も区の指定を受けて介護予防支援事業を実施できるようになりました。
- ▶ なお、介護予防支援の指定を受けない場合でも、これまでどおり指定居宅介護支援事業者が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を提供することは可能です。

指定申請について

- ▶ 居宅介護支援事業所の指定を受けていること。
- ▶ 法人の登記事項証明書における目的欄に、「介護保険法に基づく介護予防支援事業」などの記載があること。
- ▶ 1以上の員数の必要な介護支援専門員がいること。
- ▶ 管理者が主任介護支援専門員であること。（主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者としている指定居宅介護支援事業所は、介護予防支援の指定を受けることはできません）

指定に係る必要書類 【介護保険法施行規則 第140条の32】

- ▶ 指定申請書、 付表、 誓約書、 介護支援専門員一覧、 介護給付費算定に係る体制等に係る届出書
- ▶ 登記事項証明書、 資格証の写し（管理者）、 平面図、 運営規程、 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要、 勤務形態一覧表
- ▶ 関係市町村および他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携内容
- ▶ 但し、**指定居宅介護事業所において既に届出ている事項に変更がない場合、提出書類は、～ までです。**
- ▶ 詳細は、練馬区HP
「<https://www.city.nerima.tokyo.jp/dl/kaigohoken/yoshiki/kaigoyoboushien.html>」
を参照してください。

指定に係るスケジュールについて（令和6年10月1日指定希望の場合）

- ・ 令和6年9月13日：指定申請書等提出期限 厳守
 - ・ 10月1日：指定
 - ・ 11月：地域包括ケア推進協議会にて指定事業所の報告
-
- ▶ 指定申請書の提出期限を過ぎた場合、令和6年10月1日の指定は受けられません。
 - ▶ 令和6年10月1日に新たに居宅介護支援事業の指定と同時に介護予防支援事業の指定を受けようとする場合は、別途ご相談ください。

指定に係るスケジュールについて（令和7年度以降に指定を希望する場合）

- ▶ 介護予防支援事業所の指定には、介護保険法第115条の22第4項の規定により、「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とされています。
- ▶ 練馬区では、地域包括ケア推進協議会において協議する必要があることを踏まえ、令和7年度の指定に係るスケジュールは以下の日程（年度で2回の指定時期を設定）を予定しています。

- ・ 令和7年2月末　：第1回指定申請書提出期限
- ・　　　　3月　　：地域包括ケア推進協議会にて協議
- ・　　　　4月1日：指定
- ・　　　　5月末　：第2回指定申請書提出期限
- ・　　　　7月　　：地域包括ケア推進協議会にて協議
- ・　　　　9月1日：指定

令和8年度以降の日程は、改めてお知らせします。

【注意事項】介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

- ▶ 要支援認定者のプランには、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、介護予防・日常生活支援総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」があります。今回新たに指定介護予防支援事業所として行うことができるのは「介護予防支援のみ」で、「介護予防ケアマネジメント」は実施できません。
- ▶ このため、指定介護予防支援事業所として要支援認定者のプラン作成を担当していても、介護予防サービスの予定がない月が生じた場合は、当該月は地域包括支援センターが担当となります。プランが「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の間で変更になる場合は、その都度、地域包括支援センターからの委託契約、利用者との契約、「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」や「介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出等が必要になります。

【注意事項】提供拒否の禁止

- ▶ 介護予防支援においても居宅介護支援と同様に、提供拒否の禁止が規定されています。このため、指定介護予防支援事業者として指定を受けた場合、正当な理由なく要支援者の受け入れを拒否することは禁じられている点にご留意ください。

居宅の指定および介護予防支援業務

- ▶ 窓口等のご案内
- ▶ 1 地域包括支援センターからの委託
- ▶ 指定介護支援事業者と地域包括支援センターの連携
- ▶ 2 区の指定手続き（新規・更新・変更）
- ▶ 3 介護予防サービス計画作成依頼届出書の提出
- ▶ 4 注意事項 提供拒否の禁止
- ▶ 指定は介護予防支援のみ
- ▶ 介護予防ケアマネジメントに変更となる場合は、包括からの業務委託のみとなりますので、引き続きご協力をお願いいたします。
- ▶ 指定居宅介護支援事業者に対する「地域包括支援センターの一定の関与」については、国の通知等において明示されていないため、区としては従来の相談・助言が主な関与と考えています。

高齢者支援課地域包括支援係
介護保険課事業者指定係
介護保険課介護システム係

3 指定介護予防支援事業の流れについて

- ▶ 別添資料を参照
- ▶ 「練馬区指定介護予防支援（予防給付）」フロー図および練馬区の担当および留意事項

4 補足事項

- ▶ 被保険者証の事業所名の併記について
- ▶ 介護予防サービス計画書等の様式・契約書等
- ▶ 利用サービス変更等による予防支援と総合事業の移行
- ▶ 介護予防サービス計画作成のための認定資料請求について

被保険者証の事業所名の併記について

- ▶ 練馬区では、介護保険最新情報Vol.1283にて示された運用に基づき、介護保険被保険者証における事業所名の併記は行いません。

介護予防サービス計画書等の様式・契約書等

- ▶ 【介護予防サービス計画書】練馬区様式、東京都様式、国様式いずれの様式例も使用できます。
- ▶ 練馬区様式を使用する場合、給付の管理に当たっては、各事業者様の使用するシステムが東京都または国様式のため、入力し直すことが想定されますので、ご注意ください。
- ▶ 【契約書】各法人・事業者で作成していただきます。
- ▶ なお、9月中旬までを目処に、区において契約書の参考様式を作成の上、ホームページに掲載する予定です。

利用サービスの変更等による予防支援と総合事業の移行について

- ▶ 各月の利用サービス変更の都度、「介護予防ケアマネジメント作成依頼届」もしくは「介護予防サービス計画作成依頼届」を提出する必要があります。
- ▶ 福祉事務所で認定資料を受け取る場合、その前日（窓口営業）までに作成依頼届が介護保険課に提出されている必要があります。
- ▶ 利用実績によりどちらかに変更になることも考えられるため、その場合は、事後の提出でも構いませんが、提出月の翌月に国保連への請求が可能となるため、提出時期によっては月遅れ請求となります。

介護予防サービス計画作成のための認定資料請求について（１）

- ▶ 要支援認定資料を請求する場合において、指定を受けた事業者は、福祉事務所の窓口で以下の書類を提出し、確認書類を提示してください。請求は、次頁の介護予防サービス計画作成依頼届出書を介護保険課に提出して翌開庁日以降から可能となります。
- ▶ 提出書類：介護予防サービス計画作成のための認定資料請求書
- ▶ 確認書類：
 - ▶ 被保険者と当該指定介護予防支援事業者が契約関係にあることが確認できるもの
 - ▶ 例：契約書の写し、居宅サービス計画作成依頼届出書等
 - ▶ 当該指定介護予防支援事業者の職員であることが確認できるもの
 - ▶ 例：社員証、在職証明書 名刺は認められません
 - ▶ 本人確認書類（aいずれか1点 または bいずれか2点）
 - ▶ 例：a 官公庁が発行する写真付き証明書（介護支援専門員証、運転免許証等）
 - ▶ 例：b 官公庁が発行する証明書（健康保険被保険者証、年金手帳等）

介護予防サービス計画作成のための認定資料請求について（２）

- ▶ 以下の届出書等を区ホームページ上で電子申請できるよう検討しています。
- ▶ 介護予防サービス計画作成依頼届出書
- ▶ 介護予防サービス計画作成のための認定資料請求書
- ▶ 電子申請の準備が整い次第、申請手順や運用等の詳細も含めて、別途区ホームページでご案内する予定です。

問合せ

- ▶ 指定手続（新規・更新・変更）について
- ▶ ・介護保険課事業者指定係 03-5984-1461
- ▶ 介護報酬および介護予防・生活支援サービス事業に係るサービス費の支払について
- ▶ ・介護保険課給付係 03-5984-4591
- ▶ 介護予防サービス計画作成依頼届出書の提出について
- ▶ ・介護保険課介護システム係 03-5984-1669
- ▶ 介護予防、日常生活支援総合事業について
- ▶ ・高齢社会対策課介護予防係 03-5984-2094
- ▶ 地域包括支援センターからの委託について
- ▶ 指定介護予防支援事業者と地域包括支援センターの連携について
- ▶ ・高齢者支援課地域包括支援係 03-5984-1187

- ▶ 介護予防サービス計画作成のための認定資料請求について
- ▶ 練馬総合福祉事務所高齢者支援係 03-5984-1670
- ▶ 光が丘総合福祉事務所高齢者支援係 03-5997-7762
- ▶ 石神井総合福祉事務所高齢者支援係 03-5393-2818
- ▶ 大泉総合福祉事務所高齢者支援係 03-5905-5275